

平成 29 年 3 月

ガス小売の全面自由化についてのお知らせ

日ごろは坂戸ガスをご愛顧いただき誠にありがとうございます。

さて、すでにご存知のとおり、ガス事業法令が改正され、平成 29 年 4 月より都市ガス小売が全面自由化されることになりました。

平成 29 年 3 月 31 日時点で一般ガス供給約款及び選択約款でご使用いただいているお客さまにつきましては、今般のガス事業法令改正に伴う制度変更により、ご契約内容の一部を変更させていただきますが、基本的にはこれまでの契約条件を継続し、**ガス料金の変更はございません。**

具体的には、坂戸ガスは平成 29 年 4 月から導管を管理する「一般ガス導管事業者」とお客さまに都市ガスを販売する「ガス小売事業者」の 2 つの事業類型で運営をいたします。

今後はさらに低廉なガス料金プランや坂戸ガスの電力と合わせたセット販売、生活関連サービスなど、お客さまのサービス向上に貢献してまいります。

引き続き、坂戸ガスをご愛顧下さいますようお願い申し上げます。

ガス小売の全面自由化について

● 都市ガス小売の全面自由化および供給地点特定番号のご説明

- ガス事業法令が改正され、平成 29 年 4 月から都市ガス小売の全面自由化が実施されることとなり、都市ガスをお使いの全てのお客さまが都市ガスの購入先を自由に選択することができる制度となります。
- これまで当社は一部の大口契約を除き、経済産業大臣の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります。
- ガス小売事業者の倒産、クーリング・オフ等の契約解除の際、お客さまが確実にガス供給を受けられることを目的として、最終保障供給の制度も併せて措置されています（改正ガス事業法第 51 条）。
- 今後、料金を含む供給条件を変更する場合には、お客さまには事前に説明を書面の交付等により行います。
- 供給地点特定番号の設定について
 - 都市ガス小売全面自由化に伴い、お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として「供給地点特定番号」（17 桁）が設定されます。
 - 「供給地点特定番号」（17 桁）は 3 月以降の「ご使用量のお知らせ（検針票）」に記載いたします。

坂戸ガスをご契約中のお客さまへ

平成 29 年 3 月 31 日時点で一般ガス供給約款及び選択約款でご使用いただいているお客さまにつきましては、今般のガス事業法令の改正に伴い、平成 29 年 4 月以降、ご契約（約款）の内容を一部変更させていただきます。

平成 29 年 4 月以降も引き続き、坂戸ガスとご契約いただける場合は、お手続きは不要です。

変更のポイント

- ① 他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定しました。
- ② ガス工事を申し込む方は、一般ガス導管事業者（坂戸ガス導管部門）が別途定める契約条件に基づき、一般ガス導管事業者（坂戸ガス導管部門）に申し込みをしていただきます。
- ③ 原料価格の変動をガス料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規程（一般ガス供給約款 23（2）②ただし書）を削除いたします。
- ④ 当社は、各種約款（一般ガス供給約款・選択約款）を変更することがあります。
各種約款の変更（契約期間の延伸を含みます）の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、書面やインターネット上で開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当該変更しようとする必要事項のみを説明し、記載いたします。
- ⑤ お客さまは、当社の変更後の各種約款に異議がある場合は、ご契約を解約することもできます（期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします）。
- ⑥ その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更しています。
※変更後の約款は、3 月以降、当社ホームページに掲載しますのでご覧ください。

（書面をご希望のお客さまは、当社へご連絡ください。）

※**上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**

変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに当社へご連絡ください。

ガス料金

ホームページで、ガス料金表や料金算定方法、各種約款について掲載しています。

